

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 3892 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 9 月 16 日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 7 階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課がん・たばこ対策担当係
電話 011-211-3514

3 入札に付する事項

- (1) 役務の件名 自己採取 HPV 検査実施・受診勧奨業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 履行場所 受託者事業所内とする。
- (5) 入札方法 総価で行う。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書の「単価」欄に記入し、これに予定件数を乗じた金額を「小計」欄に記入すること。その後小計の金額を全て合算したものを「合計（入札金額）」欄に記入すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年度～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の「中分類：医療業、保健衛生サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
令和 7 年 9 月 25 日（木）10 時 00 分
札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 7 階
ウェルネス推進部ウェルネス推進課 ミーティングルーム A
- (3) 入札書の提出方法
入札書は本市指定の様式（別紙 1）にて作成し、送付又は持参により提出すること。入札書に記載する日付は作成日とすること。
ア 入札書等を直接に提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 9 月 25 日 10 時 00 分開札自己採取 HPV 検査実施・受診勧奨業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 7 年 9 月 25 日 10 時 00 分開札自己採取 HPV 検査実施・受診勧奨業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札の無効
本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

- (6) 代理人による入札
 ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、および当該代理人の指名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙 2：共通-第 8 号様式）を提出しなければならない。
 イ 入札者又はその代理人はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札
 ア 開札は、入札後直ちに上記 5 (2) の場所で行う。
 イ 開札は、入札者又はその代理人が立ち会うことができる。
 ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙 2：共通-第 8 号様式）を提示しなければならない。
 エ 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
 オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札を一度中断し、日時を改めて再入札を行う。なお、再度の入札の回数は原則として 2 回を限度とする。

6 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

- (1) 質問受付期限
 令和 7 年 9 月 22 日（月）17 時 00 分
- (2) 質問方法
 質問事項を「質問票」（別紙 3）にて、その電子データを電子メールに添付して、保健福祉局 ウェルネス推進部 ウェルネス推進課がん・たばこ対策担当係あて提出することにより行うこととする。（電子メールの件名は「【業者名】自己採取 HPV 検査実施・受診勧奨業務」とすること。）
- (3) 問い合わせ先
 電子メールアドレス：gantaisaku-tantou@city.sapporo.jp
- (4) 質問に対する回答の取り扱い
 ア 上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともにホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。
 イ 回答と共に入札説明書等の修正を行う場合は、原則として令和 7 年 9 月 24 日（水）15 時 00 分までに契約担当部局ホームページにその内容を掲載する。

7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
 契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。
 なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。
 ただし、札幌市契約規則第 2 5 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項
 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。
- (4) 落札者の決定方法
 ア 札幌市契規則第 7 条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 イ 落札者が決定しない場合は、入札を一度中断し、日時を改めて再入札を行う。再入札の日時（入札書提出期限）は、入札者の見積り作業や送付にかかる期間を勘案のうえ決定し、失格者及び辞退者を除く全入札参加者に対して通知する。再度入札は、原則として 2 回まで行う。
- (5) 落札の取消し
 落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
 ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。
 イ 契約書賞金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しないとき。
 ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
 エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (6) 免税者であることの申出
 落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、ただちに消費税及び地方消費税法免税事業者申出書を提出しなければならない。
- (7) 契約方法
 落札者が入札において提示した単価で契約する。
- (8) 契約書の作成
 ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書

の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

契約書別紙のとおり